

富山県ヤングクラブバレーボール連盟 コンプライアンス規則（案）

第1条 目的

本規則は、富山県ヤングクラブバレーボール連盟（以下、「本連盟」という）におけるコンプライアンスに関する意義の向上を図るための基本方針等を定めるものである。

第2条 定義

本規則における用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 「法令等」とは、日本国法令、JVAの定款及び諸規程、日本ヤングクラブバレーボール連盟の規約及び諸規程、富山県バレーボール協会の規約及び諸規程、本連盟が定める規約、規則、細則及び申し合せ事項等、並びに社会規範、倫理規範等をいう。
- (2) 「コンプライアンス」とは、法令等の遵守をいう。

第3条 適用範囲

本規則の対象者は、以下に定める「本連盟関係者」とする。

- (1) 本連盟の役員
- (2) 本連盟の加盟団体及び加盟を希望する団体の役員及び指導者（代表、部長、監督、アドバイザー等の名称を問わず、チームのスタッフとして活動している者をいう。なお、常時活動している者に限らない。）
- (3) 本連盟の加盟団体及び加盟を希望する団体の選手
- (4) 前号の選手の保護者

第4条 責務

本連盟関係者は、法令等及び本規則に定める事項を遵守するものとする。

- 2 本連盟関係者は、本連盟の規約において定めた目的を理解し、目的に沿って青少年の育成、バレーボールの普及発展に努めなければならない。
- 3 青少年の健全な育成から逸脱した過度な活動を行ってはならない。
- 4 体罰、暴力・暴言、セクシャルハラスメント、差別等の人権尊重の精神に反する行為をしてはならない。
- 5 試合、交流試合および練習等（以下「試合等」という。）において、酒気を帯びて指導してはならない。
- 6 技能向上が図れる機会（例えば選抜チームに選出されるなど）等に正当な理由なく選手を派遣しないことをしてはならない。
- 7 選手の入部に関わる正当な手続きを経ずに、選手の勧誘、入部、移籍を行ってはならない。また、選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手および他の保護者にこれらを強要してはならない。
- 8 選手の進路に関して、選手あるいは保護者への強要や、不適切な指導をしてはならない。
- 9 法令等に違反する行為を指示・教唆する行為及び黙認する行為をしてはならない。

附 則

この規則は、令和4年6月25日から施行する。